

令和元年度第3回
国民健康保険運営協議会
協議資料

目次

1 加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて	… P1～4
(1) 国民健康保険料の賦課限度額の改正について	… P1
(2) 国民健康保険料の軽減判定所得の改正について	… P2
(3) 国民健康保険料の料率について	… P3～4
2 令和元年度決算見込について	… P5
3 令和2年度保健事業について	… P6

加古川市
国民健康保険課
R2.1.30 開催

1 加古川市国民健康保険料の料率等の見直しについて

- (1) 国民健康保険料の賦課限度額の改正について
- (2) 国民健康保険料の軽減判定所得の改正について
- (3) 国民健康保険料の料率について

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の改正について

① 改正の内容

国民健康保険料のうち基礎賦課（医療分）限度額を 61 万円から 63 万円に、
介護納付金賦課限度額を 16 万円から 17 万円に引き上げる。

② 改正の理由

令和元年 12 月 20 日に税制改正大綱が閣議決定され、賦課限度額の引上げが
示されている。この大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見
込まれるため、この改正にあわせて賦課限度額を引き上げる。

賦課限度額については、県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、
国民健康保険法施行令で定める額を標準的な賦課限度額としている。また、仮
に賦課限度額を引き上げずに、保険料率の改定により必要な保険料収入を確保
しようとする、高所得者層の負担と比較し、中間所得者層の負担がより大き
くなることから、改正後の施行令に準じて賦課限度額を引き上げる。

なお、この改正にあわせて加古川市国民健康保険条例の一部を改正すること
とし、条例案は令和 2 年第 1 回市議会定例会に上程する。

③ 影響額試算（令和元年 10 月 20 日現在数値で試算）

基礎賦課限度額超過世帯：351 世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 322 世帯、保険料：6,440 千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 29 世帯、保険料： 325 千円 増

計 6,765 千円 増

介護納付金賦課限度額超過世帯：216 世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 192 世帯、保険料：1,920 千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 24 世帯、保険料： 128 千円 増

計 2,048 千円 増

(2) 国民健康保険料の軽減判定所得の改正について

①改正の内容

国民健康保険料の応益分（均等割額、平等割額）について適用される軽減制度の所得判定基準額を見直す。

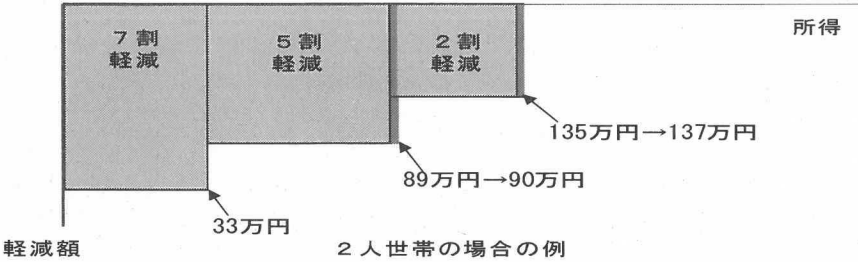
	軽減対象所得判定基準	
	現 行	改正後
2 割軽減	33 万円+51 万円×被保険者数	33 万円+ <u>52 万円</u> ×被保険者数
5 割軽減	33 万円+28 万円×被保険者数	33 万円+ <u>28.5 万円</u> ×被保険者数

②改正の理由

令和元年 12 月 20 日に税制改正大綱が閣議決定され、軽減制度の所得基準の見直しが示されている。この大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見込まれるため、この改正にあわせて国民健康保険料の応益分（均等割額、平等割額）について適用される軽減制度の所得判定基準額を見直す。

なお、この改正にあわせて加古川市国民健康保険条例の一部を改正することとし、条例案は令和 2 年第 1 回市議会定例会に上程する。

③イメージ図



世帯主（70 歳） 所得 105 万円（年金収入 225 万円）
妻（70 歳） 所得 0 円（年金収入 40 万円）の 2 人世帯の場合の例
軽減判定用所得 90 万円（105 万円－15 万円）
これまでは 2 割軽減世帯であったが、改正後は 5 割軽減世帯となる。

④影響額試算（令和元年 10 月 20 日現在数値で試算）

	現行		改正後		増減	
	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
2 割軽減世帯	5,229 世帯	9,372 人	5,287 世帯	9,472 人	58 世帯	100 人
5 割軽減世帯	6,184 世帯	11,357 人	6,312 世帯	11,587 人	128 世帯	230 人
7 割軽減世帯	9,614 世帯	12,743 人	9,614 世帯	12,743 人	0 世帯	0 人
合 計	21,027 世帯	33,472 人	21,213 世帯	33,802 人	186 世帯	330 人

保険料は、2 割軽減、5 割軽減分を合わせて収入額ベースで、約 641 万円減少すると試算。

(3) 国民健康保険料の料率について

① 国民健康保険事業費納付金の確定額 7,548,122,648 円 … A

②標準保険料率の提示

区 分		県が提示する 標準保険料率	加古川市の 令和元年度保険料率
医 療 分 (対象：全員)	所 得 割	7.38%	7.8%
	均 等 割	30,396 円	25,600 円
	平 等 割	21,003 円	22,800 円
支 援 分 (対象：全員)	所 得 割	2.79%	1.8%
	均 等 割	11,297 円	6,800 円
	平 等 割	7,806 円	5,400 円
介 護 分 (対象：40～64 歳)	所 得 割	2.42%	2.4%
	均 等 割	12,579 円	9,500 円
	平 等 割	6,321 円	5,400 円

③ 市保険料の影響

市町ごとに異なる支出・収入（いずれも見込み）を反映すると

- ・加算調整 308,836,000 円 … B
- ・減算調整 2,799,631,000 円 … C

調整後の加古川市保険料総額

$A + B - C = 5,057,327,648 \text{ 円} \dots D$

納付金に必要な現年保険料総額	5,057,327,648 円
令和 2 年度当初予算現年保険料見込額	4,393,818,000 円
保険料の過不足	△663,509,648 円

④令和 2 年度の保険料率について

上記の推計により、令和 2 年度の市保険料収入額は、約 6 億 6,300 万円不足の見込みであるが、令和 2 年度の市保険料率は、次の理由により据え置くこととしたい。

- ・国民健康保険事業基金の令和元年度末残高見込みが、約 15 億 4,200 万円あること。
- ・財源として手当することが可能な基金残高がある中での保険料率の引上げは、被保険者の理解を得られにくいと考えられること。

令和2年度国保事業費納付金等の本算定に係る加算・減算調整額について

B 加 算 調 整 (+) (単位:円)

内 訳	R2当初予算案
1 その他保険給付:結核附加金	50,000
2 保健事業に要する費用	231,256,000
3 一般分保険料の歳出還付	24,300,000
4 退職分の保険料歳出還付	130,000
5 普通交付金償還金	52,100,000
6 予備費	1,000,000
合計	308,836,000

C 減 算 調 整 (△) (単位:円)

内 訳	R2当初予算案
1 一般保険料(税)滞納繰越収入	190,387,000
2 退職保険料滞納繰越収入	2,039,000
3 県特別交付金	517,996,000
4 保険料延滞金等諸収入	92,100,000
5 保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	470,651,000
6 保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	898,354,000
7 事務費一般会計繰入金(審査支払手数料等分)	55,377,000
8 出産育児一時金繰入金	56,000,000
9 財政安定化支援事業繰入金	177,018,000
10 その他一般会計繰入金(福祉医療波及分)	247,489,000
11 その他一般会計繰入金(一般保険料条例減免分)	92,220,000
合計	2,799,631,000

2 令和元年度決算見込について

(歳 入)

(単位:千円)

		R1年度決算見込		H30年度決算		決算額 前年度比 %	構成比 前年度差 ポイント
			構成比%		構成比%		
保険料・税	医療現年度賦課分	3,400,937	12.14	3,557,478	12.60	△ 4.40	△ 0.46
	介護現年度賦課分	324,311	1.16	341,982	1.21	△ 5.17	△ 0.05
	後期支援現年度賦課分	831,671	2.97	870,244	3.08	△ 4.43	△ 0.11
	医療滞納繰越分	157,985	0.56	208,206	0.74	△ 24.12	△ 0.18
	介護滞納繰越分	24,799	0.09	31,805	0.11	△ 22.03	△ 0.02
	後期支援滞納繰越分	38,447	0.14	49,481	0.18	△ 22.30	△ 0.04
	計	4,778,150	17.06	5,059,196	17.92	△ 5.56	△ 0.86
県支出金	普通交付金	19,572,623	69.91	19,356,498	68.56	1.12	1.35
	特別交付金						
	保険者努力支援分	91,848	0.33	66,806	0.24	37.48	0.09
	特別調整交付金分	44,716	0.16	54,640	0.19	△ 18.16	△ 0.03
	県繰入金分	295,922	1.06	404,830	1.43	△ 26.90	△ 0.37
	特定健診等負担金分	63,205	0.23	63,818	0.23	△ 0.96	0.00
	計	20,068,314	71.69	19,946,592	70.65	0.61	1.04
諸 収 入		92,200	0.33	108,361	0.38	△ 14.91	△ 0.05
一般会計からの繰入金	保険基盤安定繰入金(軽減分)	891,640	3.19	902,616	3.20	△ 1.22	△ 0.01
	保険基盤安定繰入金(支援分)	483,825	1.73	492,459	1.74	△ 1.75	△ 0.01
	職員給与費等繰入金	253,462	0.91	249,476	0.88	1.60	0.03
	出産育児一時金等繰入金	53,200	0.19	57,251	0.20	△ 7.08	△ 0.01
	財政安定化支援繰入金	177,018	0.63	115,118	0.41	53.77	0.22
	その他一般会計繰入金	464,083	1.66	434,871	1.54	6.72	0.12
	計	2,323,228	8.31	2,251,791	7.97	3.17	0.34
基金からの繰入金		429,312	1.53	0	0.00	-	1.53
前年度からの繰越金		298,757	1.07	869,058	3.08	△ 65.62	△ 2.01
財産収入		2,383	0.01	552	0.00	331.70	0.01
合 計		27,992,344	100.00	28,235,550	100.00	△ 0.86	-

(歳 出)

(単位:千円)

		R1年度決算見込		H30年度決算		決算額 前年度比 %	構成比 前年度差 ポイント
			構成比%		構成比%		
総務費	一般管理費	105,958	0.38	103,808	0.37	2.07	0.01
	基金への積立金	132,187	0.47	572,828	2.05	△ 76.92	△ 1.58
	連合会負担金	1,718	0.01	1,748	0.01	△ 1.72	0.00
	徴収費	83,347	0.30	83,647	0.30	△ 0.36	0.00
	運営協議会費	535	0.00	339	0.00	57.82	0.00
	計	323,745	1.16	762,370	2.73	△ 57.53	△ 1.57
保険給付費	療養給付費	16,801,432	60.02	16,587,828	59.37	1.29	0.65
	療養費	165,797	0.59	159,679	0.57	3.83	0.02
	審査支払手数料	61,864	0.22	60,163	0.22	2.83	0.00
	葬祭費	21,000	0.08	19,300	0.07	8.81	0.01
	高額療養費	2,447,466	8.74	2,290,828	8.20	6.84	0.54
	移送費	150	0.00	0	0.00	-	0.00
	出産育児一時金	79,840	0.29	86,696	0.31	△ 7.91	△ 0.02
	結核医療附加金	50	0.00	19	0.00	163.16	0.00
	計	19,577,599	69.94	19,204,513	68.74	1.94	1.20
事業費納付金	医療給付費分	5,423,437	19.37	5,326,395	19.07	1.82	1.57
	後期高齢者支援金等分	1,658,811	5.93	1,635,577	5.85	1.42	1.37
	介護納付金分	537,134	1.92	507,538	1.82	5.83	5.49
	計	7,619,382	27.22	7,469,510	26.74	2.01	0.48
保健事業費		228,635	0.82	174,967	0.63	30.67	0.19
諸支出金		241,983	0.86	325,433	1.16	△ 25.64	△ 0.30
予備費		1,000	0.00	0	0.00	-	0.00
合 計		27,992,344	100.00	27,936,793	100.00	0.20	-

(基 金)

(単位:千円)

	R1年度決算見込	H30年度決算見込	決算額 前年度比 %
利子積立金 ①	2,383	553	330.92
新規積立金 ②	129,804	572,276	△ 77.32
基金からの繰入金 ③	429,312	0	-
年度末残高＝ 前年度末額+①+②-③	1,542,702	1,839,827	△ 16.15

※①+②:基金への積立金

3 令和2年度保健事業について

(1) 令和元年度の新規事業

①早期介入簡易検査

目 的	40歳となる前の年代に手軽に健康状態を知る機会を提供し、40歳からの特定健診を受診する動機付けを行う。
対 象 者	当該年度末年齢39歳の国民健康保険加入者
事業内容	上記対象者に対して、一般的な健康診断と同等の検査が自宅で簡単に受けられるキット検査を実施する。なお、検査の申し込みや検査結果の確認等はWebで簡単にできる。事業の流れは下記のとおり。 ① 市は検査の案内を対象者全員に送付する。 ② 受診希望者はスマートフォン又はPCから検査を申し込み、市が委託する専門事業者から送付される検査キットに血液1滴を入れて返送する。 ③ 約1週間後に検査結果がスマートフォン等に届く。検査結果には生活習慣改善のアドバイスが付き、電話相談や病院・病名検索をはじめとした機能を利用できる。

②歯周病検診促進事業

目 的	若年層への歯周病検診により、当該疾患の早期発見・早期治療の機会を提供するとともに、歯周病と深く関わっている糖尿病の発症予防を図る。
対 象 者	当該年度末年齢30歳の国民健康保険加入者
事業内容	歯周疾患における1人当たりの医療費が県平均より高い若年層に対して歯周病検診を開始する。上記対象者に対して、歯周病検診の無料クーポンを送付し検診を促す。事業の流れは下記のとおり。 ① 市は検診の無料クーポンを対象者全員に送付する。 ② 検診希望者は協力歯科医院に無料クーポンを持参して検診を受ける。 ③ 歯科医は検診結果の説明をする。

③服薬指導事業

目 的	重複投薬・多剤投薬等を受けている人に改善提案を通知するとともに、適正な服薬を促す指導を行い、該当者の健康増進を図る。
対 象 者	重複投薬・多剤投薬等を受けている人
事業内容	重複投薬・多剤投薬等を受けている人をレセプト情報から抽出のうえ、現在の投薬情報を対象者に通知し、服薬の適正化を図る。

(2) 令和2年度からの新規事業

① がん検診促進事業の拡充（大腸がんの節目検診助成）

目 的	若年層のがん発症を早期発見し、被保険者の健康保持・増進を図る。
対 象 者	① 受診日時点で加古川市国民健康保険の被保険者であること。 ② 受診日を含む年度において、40、45、50、55、60歳を迎えること。
事業内容	上記対象者が、加古川総合保健センターで実施する大腸がん検診を受ける際に、検診費用を助成し無料で受診できるようにする。
その他	がん検診促進事業については、健康課及び加古川総合保健センターと調整の上、5がん（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の節目検診について、将来的に助成を拡充する方向で検討を進めています。